

特集

参議院議員通常選挙

一票で届けるあなたの熱い声

第23回参議院議員通常選挙が、7月4日公示、7月21日投票の日程で行われます。
投票日には、あなたの貴重な一票を投票しましょう。

●上三川町で投票できる方

平成5年7月22日以前に生まれた日本国民で、平成25年4月3日以前から引き続き上三川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方

●町内で住所の変わった方

6月24日以前に町内で住所異動（転居）の届出をした方は、新しい住所の投票所で投票できます。6月25日以降に住所を異動した方は、旧住所地の投票所で投票してください。

●投票用紙

▼栃木県選出議員選挙（薄黄色の用紙に黒刷）

栃木県選挙区から立候補している候補者の氏名を記載して投票してください。

▼比例代表選出議員選挙（白色の用紙に赤刷）

参議院名簿登載者の氏名又は、参議院名簿届出政党等の名称若しくは、略称を記載して投票してください。

●点字投票・代理投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。また、身体が不自由などの理由で文字を書くことができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記載して投票することができます。いずれも投票所の係員に申し出てください。

▼郵便等による不在者投票

（代理記載制度もあります。）

●期日前投票

（宣誓書（兼請求書）の記載が必要です。）

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど、一定の事由に該当して投票に行けない方は、期日前投票することができます。

▼期間：7月5日（金）～7月20日（土）

▼時間：午前8時30分～午後8時

▼場所：役場町民ホール（正面玄関ホール）

●不在者投票

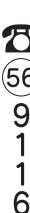
▼上三川町以外での不在者投票

長期出張等のため上三川町で投票ができない方は、滞在先で不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に早めにお問い合わせください。

期間 7月5日（金）～7月20日（土）

▼入院（所）先での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（所）中の方は、その施設で不在者投票することができます。詳しくは、入院（所）先の施設、又は町委員会にお問い合わせください。



（代理記載制度もあります。）
上三川町選挙管理委員会
(総務課 自治行政係内)
⑥ 91116

●選挙公報

各立候補者の主張を掲載した「選挙公報」を新聞に折り込んで各世帯に配布します。

なお、新聞を購読されていない世帯には、選挙公報を町役場、上三川いきいきプラザ、図書館、中央公民館などの窓口に用意しておりますので、お手数でもそちらをご利用ください。

▼問い合わせ先

上三川町選挙管理委員会
(総務課 自治行政係内)

郵便等による不在者投票ができる方は次のとおりです。

①身体障がい者手帳の交付を受けている方

②戦傷病者手帳の交付を受けている方

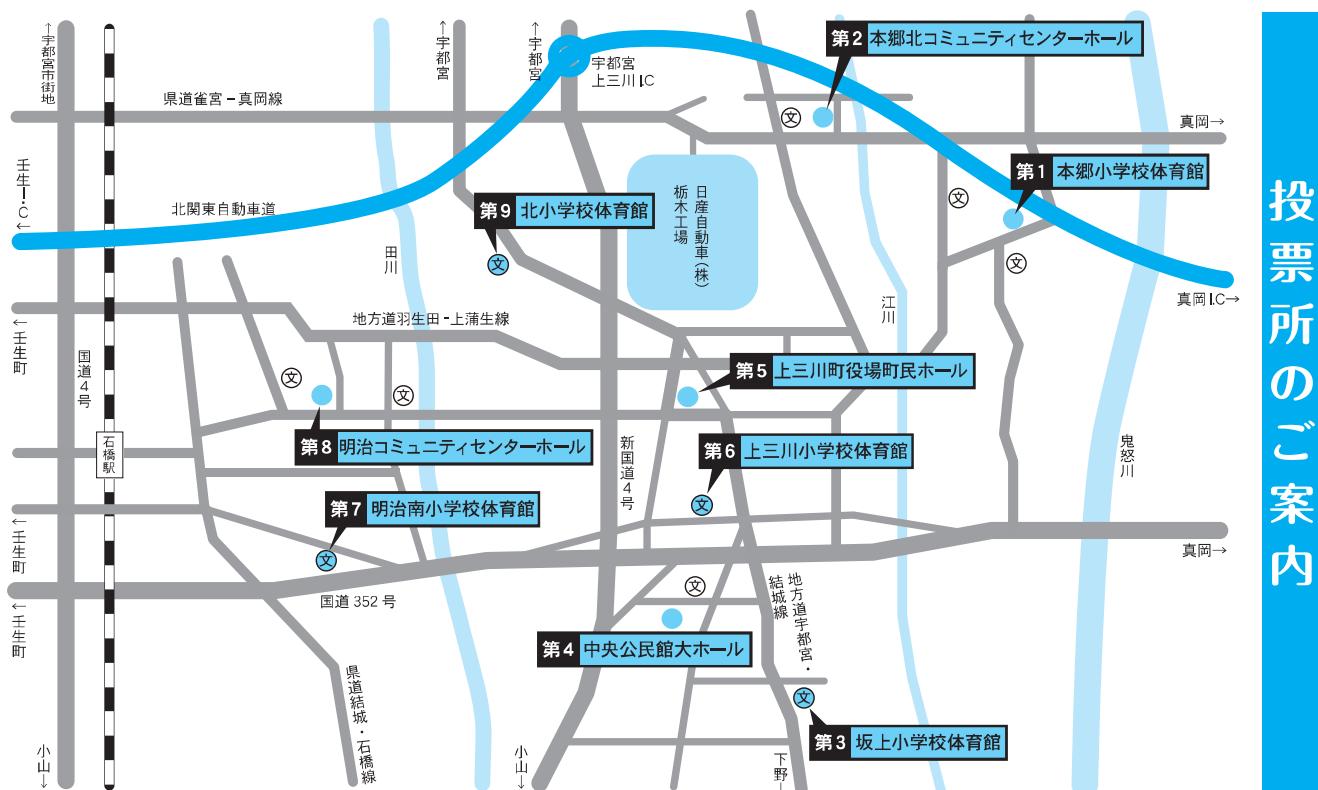
③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

投票日は、
7月21日です。

特集

投票区及び投票区域一覧表 (投票時間:午前7時~午後8時)

投票区	投票所名	区 域
第1投票区	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾
第2投票区	本郷北コミュニティセンターホール	西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・露無・本郷台第1・本郷台第2・本郷台第3・ひがしはら
第3投票区	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
第4投票区	中央公民館大ホール	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・下蒲生
第5投票区	上三川町役場町民ホール	上町・峰町・上蒲生南・しらさぎ・マロニエプラザ・並木・殿山寮・上三川寮・白鷺寮
第6投票区	上三川小学校体育館	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛宕町・桃畠・睦渕・雇用促進住宅・友愛苑
第7投票区	明治南小学校体育館	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子1区(地番1~199)・間の田・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅
第8投票区	明治コミュニティセンターホール	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中子1区(地番200~)・川中子2区・下神主・上神主・鞘堂・薄市・トータスホーム・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5
第9投票区	北小学校体育館	願成寺・上蒲生北・日産第1・日産第3・ペレンネ若松・上蒲生東・川中子3区・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪



投票所のご案内

投票所入場券は切り離してお持ちください

投票所入場券は世帯ごとに圧着式のはがきで郵送します。はがきをはがすように開封すると、4人分までの入場券が記載されています。

投票の際には各自の入場券を切り離し、本人の入場券をお持ちください。

(1人世帯の方も切り離してお持ちください。)

もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。